

かつしか 区議会だより

第1回定例会

2月	15日	本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会
	16・17・21日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	22日	議会運営委員会
	23日	本会議（代表質問・一般質問）
	24日	本会議（一般質問、議案の議決等）
3月	1～7・9日	予算審査特別委員会
	10～15日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	16・21・22日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理対策、都市基盤整備）
	24日	議会運営委員会
	27日	本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…代表質問 3・4面…一般質問 5～7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

No.231 平成29年（2017年）4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



上千葉砂原公園

平成29年度予算が成立

水素ステーションの整備促進を 求める意見書などを可決

今回の定例会では、区長の所信表明を受け、5会派からの代表質問と、7名の議員から一般質問が行われました。また、平成29年度葛飾区一

般会計予算をはじめとする区長提出議案など30件と、水素ステーションの整備促進を求める意見書など、議員提出議案3件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書2件を可決し、関係機関に送付しました。

水素ステーションの整備促進を求める意見書

国は、昨年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を改訂し、水素社会の実現に向けて新たな目標や取り組みの具体化を示した。これによると、燃料電池自動車（FCV）の普及台数目標は、2030年までに約80万台、水素ステーションの整備目標は、2025年度までに約320箇所とされている。しかし、2030年時点におけるFCV普及台数の目標を達成するには、全体で90基程度の水素ステーションが必要と見込まれており、その実現には、水素ステーション整備における相当な加速化が求められる。これに関し、国では燃料電池自動車、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めているが、全国に水素ステーションの整備拡大を推進するには、事業者による一層の技術開発等の努力に加え、国においてもさらなる規制の見直しを求める必要がある。とりわけ、海外では一般的となっている水素ステーション用蓄圧器に複合圧力容器を使用することは、我が国でもようやく認められたとはいえ、高価な炭素繊維の使用は、コストアップの要因になっている。よって、本区議会は政府に対し、水素ステーションの運営コストの低減や、蓄圧器材料に安価なタロムモリブデン鋼等を使用できるようにするなど、次のとおり一層の規制緩和を強く求める。①水素ステーションにおけるセルフ充填のハード・ソフトの基準整備を行うこと。②他国での使用実績を考慮して、水素ステーション用蓄圧器の使用可能鋼材を拡大すること。

無料公衆無線LAN（WiFi）環境の整備促進を求める意見書

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（WiFi）環境の整備は喫緊の課題となっている。また、平成26年度に観光庁が行った「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査」の結果によると、旅行中で最も困ったこととして、WiFi環境に関してが30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWiFi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されている。こうした中、政府は防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWiFi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など、人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけているところである。WiFi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、本区議会は政府に対し、次の項目の実施について強く求める。①鉄道、バス等の公共交通機関やホテル、旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWiFi環境の整備支援事業を一層拡充すること。②日本遺産、国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWiFi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。③防災の観点から、避難所・避難場所である学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館、自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWiFi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。